平成２１年（フ）第７５３３号
東京都杉並区高井戸東４―10―12―201、住民票上の住所愛知県名古屋市西区幅下２丁目10―３―401
破産者　安藤　香代
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７５３９号
東京都新宿区中落合３丁目19―３―101
破産者　今泉　正代
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６０６号
神奈川県川崎市宮前区有馬３丁目23―10―B―101
破産者　宮内　秀郎
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６０７号
神奈川県川崎市宮前区有馬３丁目23―10―B―101
破産者　宮内　文江（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６１１号
東京都世田谷区船橋５丁目17―11―105
破産者　桐生　和浩
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６１４号
福島県河沼郡湯川村大字桜町字高橋甲477―２
破産者　佐藤　浩美
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６１５号
千葉県千葉市花見川区長作町764―207
破産者　小原　久尚
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６２２号
埼玉県和光市新倉２丁目27―25―101
破産者　村木　静子
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６２３号
東京都日野市新町１丁目13―11―302
破産者　齊藤　豪
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６２５号
埼玉県さいたま市西区大字内野本郷367―９ニューシティー22―104
破産者　宮林　寛司
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６２６号
埼玉県さいたま市北区東大成町１丁目52―202
破産者　宮林　明子
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６５０号
千葉県茂原市早野2486―１―A―102
破産者　遊佐　良信
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６５２号
大分県臼杵市野津町大字烏嶽2704―１
破産者　後藤　常子
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６８５号
東京都港区白金台５丁目18―６―401
破産者　能登　昭一
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６８８号
東京都東村山市美住町１丁目４―15　美住町１丁目第３アパート３―603
破産者　熊坂　悠耶
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６９１号
東京都葛飾区お花茶屋３丁目７―１―103
破産者　古田　泰司
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７７２６号
東京都新宿区中落合４丁目４―11
破産者　東郷　孝治
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７７５５号
東京都八王子市鹿島945―42
破産者　田中　幸子
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７７６２号
東京都新宿区払方町27―301
破産者　舩山　　孝
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７８３６号
東京都中央区日本橋箱崎町31―２―406
破産者　古舘由美子（旧姓渡邉）
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１８３号
最後の住所　山形県西置賜郡小国町大字伊佐領213番地
破産者　亡木村春樹の相続財産
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２０年（フ）第１１５号
群馬県太田市新田上江田町397番地４
破産者　須賀建設株式会社
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部